

令和元年8月21日 発表

担 当	三 重 労 働 局
	賃 金 室 長 風呂谷 勝
	賃金指導官 瀬瀬 明美
	TEL (059) 226-2108 FAX (059) 226-2117

報道関係者 各位

令和元年度第5回三重地方最低賃金審議会結果について

－令和元年8月5日付け答申どおり決定することが適当との答申－

本日開催した、令和元年度の三重県最低賃金を審議するための令和元年度第5回三重地方最低賃金審議会結果は下記のとおりでした。

記

- 1 三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出があり、その申出について、三重労働局長より三重地方最低賃金審議会に諮問した。
- 2 三重地方最低賃金審議会は、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、「令和元年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」と答申した。

※ 参考

令和元年8月5日付け答申の要旨は以下のとおり。

- ① 三重県最低賃金を次のとおり改正決定すること。
時間額 873円（現行846円、引上げ額27円、引上げ率3.19%）
効力発生予定日 令和元年10月1日
- ② 生活保護との比較について、中央最低賃金審議会の考え方に基づいて、最新のデータにより算定したところ三重県最低賃金は生活保護を下回っていない。